

青酎特区の認定について

このたび、青ヶ島村において、酒税法の特例（島焼酎特区）を活用した都ない初の事業計画が12月26日に認定されましたので、以下のとおりお知らせします。

【酒税法の特例（島焼酎特区）について】

○酒税法では、酒類の製造免許取得の際に、年間で製造しなければならない数量の制限（下限）が存在します。

酒類	アルコール度数	年間製造数量
原料用アルコール	45度以上	6キロℓ以上
単式蒸留焼酎	45度以下	10キロℓ以上

○酒税法の特例（島焼酎特区）では、内閣総理大臣の認定を受けた事業について、酒税法に定める年間数量の制限（下限）を適用除外することが可能です。
○これにより、地域の特性を活かした希少性の高い酒類を少量で提供することが可能となり、地域の観光振興や地方創生に貢献できる特例です。

【認定を受けた事業計画について】

○当村では、島内産焼酎の製造過程において、副次的に生成されるアルコール度数60度の原酒は、「初垂れ（はなたれ）」として珍重されてきました。
○この「初垂れ（はなたれ）」について、少量からの製造が可能となる「青酎特区（あおちゅうとつく）」事業計画を内閣府に申請し、内閣総理大臣の認定が下りたところです。これにより、来年度から「初垂れ（はなたれ）」を島内限定で提供できるようになります。
○村では、この「初垂れ（はなたれ）」を新たな観光資源として活用できるよう、取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

青ヶ島村役場 総務課
電話 04996-9-0111